

サマーミュージックステーション支援補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日市民参画推進局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、こどもたちに日頃接することのできない第一線で活躍する演奏家から指導を受ける場を提供し、本物の音楽に触れることにより子供たちの音楽への興味や関心を醸成することを目的として開催するサマーミュージックステーションに係る経費に対して補助金を交付し、こどもたちの創造力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うことで、豊かな情操を育み、将来の演奏家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造に繋げることを目的とする。

(対象経費)

第 2 条 この要綱の対象となる経費は、サマーミュージックステーション開催に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 運営スタッフへの謝礼、宿泊に係る経費
- (2) 前号の他、市長が認める経費

(交付団体)

第 3 条 この要綱により補助金を交付する団体は、サマーミュージックステーション実行委員会とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、第 2 条に定める対象経費のうち、当該年度の予算の範囲内とする。

(交付申請)

第 5 条 第 3 条に定める団体は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の組織の概要が分かる書類（団体の存在を証する書類、構成員名簿等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条規定により補助金の申請を受けた場合はその内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助金交付申請団体に通知するものとする。

(概算払)

第 7 条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、補助金概算払請求書（様式第 3 号）に基づいて、補助金の一部又は全部を概算により補助事業者に交付することができる。

(実施報告)

第 8 条 補助金の交付を受けた団体は、事業終了後、または当該年度終了後のいずれか早い時期に、次の書類を提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 9 条 市長は、事業実施報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定して、補助金確定通知書（様式第 4 号）により第 3 条に定める団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 市長は、交付すべき補助金の額が確定したのち、補助金請求書（様式第 5 号）に基

づいて補助金を補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた団体が第2条に掲げる補助対象事業の全部若しくは一部を行わなかった場合、または当該補助金を第2条に掲げる事業以外に使用した場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。